

西宮市消防協力隊の育成指導要綱

西宮市消防協力隊の育成指導要綱（平成8年西消局通達第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、大規模災害時において災害活動を行う西宮市消防協力隊（以下「協力隊」という。）の育成指導について、必要な事項を定める。

（大規模災害）

第2条 大規模災害は、次の各号のとおりとする。

- （1）地震、台風又は同時多発火災等の大規模な災害
- （2）航空機事故又は列車事故等の集団救急救助事案
- （3）その他消防長が必要と認めた事案

（協力隊）

第3条 協力隊とは、災害時の被害の軽減を目的に、事業所が有する自衛消防隊又は救急救護等を行う隊のうち、西宮市消防局の要請に応じ、災害活動の協力を行う隊をいう。

（活動区域）

第4条 協力隊の活動区域は、原則として協力隊が存する小学校区とする。ただし、災害活動の必要が有る場合、その区域を越えて災害活動を行うことができるものとする。

（組織の拡充）

第5条 消防長及び署長は、協力隊の増隊等、組織の拡充に努めなければならない。

（事務手続）

第6条 協力隊の趣旨に賛同する事業所は、災害応急活動に関する協定書（様式第1号）を取り交わすとともに、委嘱状（様式第2号）を2年ごとに交付するものとする。

2 前項に係る必要事項は、記録簿（様式第3号）に記載しなければならない。

(災害補償)

第7条 協力隊の隊員が、災害活動において死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合、西宮市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年西宮市条例第16号）により災害補償を行うものとする。

(育成指導)

第8条 署長は、訓練等により協力隊の積極的な育成指導に努めなければならない。

2 消防長は、前項の育成指導を積極的に支援するものとする。

付 則

この要綱は、令達の日から実施する。